委　　任　　状

（代 理 人）

住　　所

氏　　名

（委任事項）

次の税務証明の申請、手数料の納付及び証明書の受領に関する一切の権限並びにこれらに付帯する一切の権限

□　納付証明

□　滞納のない証明

□　納税証明

〔必要な年度：　　年度　　年度　　年度〕

□　滞納処分を受けたことがない証明

□　納税証明（酒類製造免許等申請用）

□　軽自動車税(種別割)納税証明書（継続検査用）

〔必要な車両の車両番号：　　〕

□　その他の税務証明

（※証明を受けたい事項について詳細に記入してください。）

香美市長　　様

私は、上記のとおり代理人を定め、権限を委任します。

年　　月　　日

（委 任 者）

住　　所

氏　　名　　㊞

生年月日　　明・大・昭・平・令　　年　　月　　日生

電話番号

≪税務証明を申請される方へ≫

1　申請者は、申請時に本人確認書類をご提示ください。
　本人確認書類は、官公署が交付した写真の貼付のある身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳など）１点、これがない場合には国民健康保険被保険者証、健康保険被保険者証、共済組合員証などの書類２点を確認します。

2　証明の対象者と申請者とが同一の個人でない場合には、証明の対象者と申請者との関係性を確認できる書類をご提示ください。例えば、代理人であれば委任状、相続人であれば戸籍謄本等が必要となります。
　申請者が法人の場合は、現在事項証明書、履歴事項証明書又は代表者事項証明書が必要です。これらを確認することができない場合には、代理人による申請の取り扱いとなります。なお、証明の対象者が法人の場合において、申請者が当該法人の実印を持参している場合には、当該申請者を代理人とみなします。
　軽自動車税(種別割)納税証明書（継続検査用）について、証明の対象者以外の者が申請者であって、当該対象者の車検証を持参している場合には、当該申請者を代理人とみなします。

3　申請者が法人の場合は、法人の実印の押印が必要です。

4　「納付証明」とは、１年間（１月１日から12月31日まで。）に納めた国民健康保険税、介護保険料又は後期高齢者医療保険料　の額を証明するものです。

5　「滞納のない証明」とは、市税について現に滞納がない旨を証明するものです。

6　「納税証明」とは、納めるべき額、納めた額、未納の額について証明するものです。この証明は、過去３年間までを対象として、１年度単位で申請してください。

7　「滞納処分を受けたことがない証明」とは、滞納処分を受けたことがない旨を証明するもので、公益認定申請等において必要とされています。対象期間は法令により異なりますので、あらかじめご確認ください。

8　「納税証明（酒類製造免許等申請用）」とは、市税の未納税額がない旨及び滞納処分を受けたことがない旨の２事項を証明するものです。